

「建築設備士」
詐称2件発覚

再発防止へ登録確認周知

建築設備技術者協会（J）発覚は非常に残念であり誠

ABMEE、川瀬貴晴会長は22日、「建築設備士」登録証の偽造が12年度に2件判明したと発表した。いざだ。

に遺憾」とし、再発防止のため登録の有無の確認方法を広く周知していく方針

J A B M E E

う。 二〇

いてもJABMEEへの照会件数が増加。12年度は90件の問い合わせがあつたと

事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者と位置付けられている。

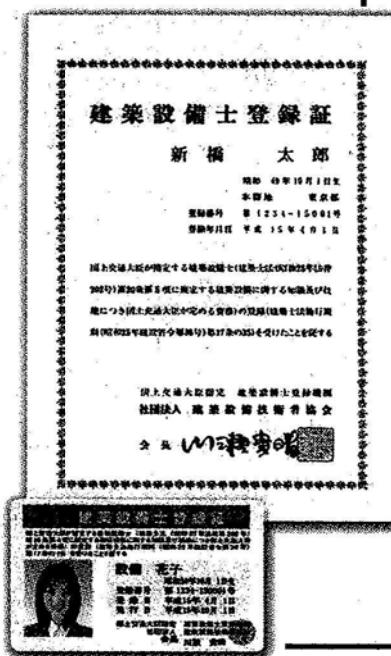
JABMEEは再発防止策として、△登録証の原本または顔写真付きカードによる確認の推奨△登録簿閲覧制度によって登録の照会・確認ができるとの周知の2点を推進。ホームページや機関誌などを通じて広く周知していく考えだ。

昨年7月に1級建築士のを受け、建築設備士につ

建築設備士制度は、1983年の改正建築士法で創設され、詳細は85年の建設省告示で定められた。建築設備士は、建築設備全般に関する知識と技能を有し、建築士に対して高度・複雑化した建築設備の設計・工時点で3万5500人。

備士の登録機関として国土交通相に指定されており、資格者からの登録申請を受けると「建築設備士登録証」（原本と顔写真付きカード）を交付し、「登録者名簿」に記載する。登録者は3月末

建築設備士の登録証原本と顔写真付きカード



建築設備士の登録証原本と顔写真付きカード

**設備士
登録証**

原本、カードで確認推奨 写し偽造が発覚

JABMEE

2013.5.23 日刊建設工業新聞

建築設備技術者協会（JA BME、川瀬貴晴会長）は22日、JABMEEが実施している建築設備士の登録有無の照会事案の中に、建築設備士登録証の写しが偽造されているものが2件あつたと発表した。

いざれも、元請けの建築士事務所が建築工事の監理補助業務を委託する際に登録証の写しを求め、JABMEEにその写しの照会を要請したことで発覚した。

JABMEEは、建築設備士への設計監理業務権限の付与や、積極活用、地位向上を

求めて活発な活動を展開しており、その中で今回、詐称事案が発覚したことを「非常に残念であり、誠に遺憾」とし、再発を防止するため、△建築設備士登録証原本または顔写真が貼付されている登録証カードによる建築設備士登録の有無の確認の推奨▽建築設備士登録簿の閲覧制度運用としてファックスなどでの登録有無の照会・確認を行っていることを、ホームページや機関誌などを通じて周知するなどを実施する。

JABMEEは3万5500人の建築設備士登録簿を管

理し、登録の有無の照会に応えている。2012年度は90件の照会があり、うち三重県（7月に照会）と和歌山県（10月に照会）で1件ずつ登録証の写しが偽造されていることが発覚した。登録簿には氏名、登録番号、登録日、住所、生年月日が記載されており、「登録番号が明らかに違った」という。

JABMEEは、国土交通省に報告するとともに、登録機関であるため調査権限がない中で慎重に確認作業を進め、今回の発表となつた。

建築設備技術者協会（川瀬貴晴会長）は22日、同協会が登録業務を行っている「建築設備士」について、昨年度に2件の登録証の写し（コピー）の偽造があったと発表した。発注者などの依頼を受け、登録の有無を確認する照会申請のなかで判明した。

同協会は「国や地方の関係機関に対し、設備設計などの業務における建築設備士の活用を強く要望しているが、その中で建築設備士の詐称事案が発覚したことは非常に残念で、誠に遺憾」とコメント。今後、再発防止のため、登録の有無を確認する方法について、広く

周知を図るとしている。現在、建築設備士の登録者数は3万5500人。登録者にはA4サイズの登録証と顔写真付きの登録証カードが配布されている。2件の偽造は、いずれも建築工事の監理補助業務を元請の建築士事務所から受託する際に、資格の提示を要求された業者が登録証のコピ

建築設備士の詐称、防止へ 登録証コピーの偽造発覚受け JABMEE

一を偽造して提出したものの、後日、発注者が同協会に登録有無を照会したところ、登録番号が存在しなかった。同協会は「他にまだ詐称がある可能性がある」とし、発注者・元請業者に対し、登録証の原本や顔写真付きの登録証カードをもとに資格を確認するよう求めていく考え。また登録簿の閲覧制度の運用として、電話やFAXで登録の有無を照会できることを広く周知する。昨年度の照会申請数は、建築士の「なりすまし」の度重なる発覚を受けて例年より多い90件だった。近いうちに申請のためのFAX様式を作成し、協会ホームページに掲載予定。その活用を求めていく。